

# 旅 費 規 程

(目 的)

第 1 条 この規程は、公益法人神戸大学六甲台後援会(以下「この法人」という。)就業規則  
第 13 条第 2 項の規定に基づき、職員の出張その他の旅費に関する事項を定める。

(適用範囲)

第 2 条 この規程は、この法人のすべての職員に適用する。

(旅費の定義)

第 3 条 この規程に基づく旅費とは、交通費、宿泊費、日当をいう。

(出張の種類)

第 4 条 この規程に基づく出張は、次の通りとする。

(1) 日帰り出張

職員が事務所又は自宅を起点として片道100<sup>キ</sup>以上で、旅行時間と出張先の滞在時間が8時間を超えて、当日帰宅する場合。

(2) 宿泊出張

宿泊しなければ出張の目的を達成されない場合。

(交通機関)

第 5 条 利用する交通機関は、原則として、鉄道、飛行機とする。

2 前項にかかわらず、この法人が必要と認めた場合は、タクシーを利用することができるものとする。

3 自家用車を利用した出張については、これを認めない。

(交通費の計算)

第 6 条 交通費は、順路によって計算する。ただし、業務の都合または天災その他やむを得ない理由によって順路通りに進まなかった場合は、実際に経過した路線によって計算する。

(旅費の計算)

第 7 条 出張旅費は、別表の通りとする。

2 上級者に随行して出張する場合は、理事長の承認を得て、上級者と同額の旅費を支給する。

3 宿泊出張の場合、別表の日当を支給する。

(旅費の分担など)

第8条 交通費、宿泊料の全部または一部について他から支弁される場合は、この旅費規程により計算される額との差額を支給する。

- 2 縁故宅に宿泊した場合は、宿泊料は支給しない。
- 3 宿泊料込みの研修会、セミナー等に参加した場合は、宿泊料を支給しない。

(役員等への準用)

第9条 役員及び委員会等の特別委員の出張その他の旅費については、この規程を準用して支給する。

(改 廃)

第10条 この規程の改廃及びその他必要な事項は、理事長の決裁により行う。

附 則

この規程は、平成25年12月1日から施行する。

( 別表 ) 利用する交通機関及び宿泊費・日当

1. 新幹線 普通
2. 在来線 普通
3. 航空機 エコノミー
4. 宿泊費 実費とする。ただし、1万円を上限とする。  
役員及び特別委員は、1万円又は実費とする。ただし、1万5千円を上限とする。
5. 日 当 (1) 日帰り出張 1,000円  
(2) 宿泊出張 2,000円  
役員及び特別委員は3,000円

以上